

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章 通関</p> <p>第3節 一般輸入通関</p> <p>(輸入貨物の本船扱い)</p> <p>67の2-3-1 令第59条の5第1項第1号に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当と認められる貨物であること。</p> <p>具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ 小麦、大麦、米（もみを含む。）、<u>パームやし殻</u>、アルファルファのミール及びペレット、ふすま、<u>パーム油かす及びパーム核油かす</u>、塩、硫化鉄鉱（焼いてないもの）、天然黒鉛（塊状のもの）、けい砂、けい岩、カオリン、りん鉱石（りん灰石と称する場合を含む。）、重晶石、フリント、マグネシアクリンカー、天然石豪（焼いてないもの）、ポートランドセメント、タルク、ほたる石、鉄鉱、銅鉱、ボーキサイト、マンガン鉱、含マンガン鉄鉱及び含鉄マンガン鉱、ニッケル鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、クロム鉱、チタン鉱、石炭、コークス及び半成コークス、硝酸ナトリウム（天然のもの及びこれを化学的精製以外の精製をしたもの）、塩化カリ、硫酸カリウム、硫酸マグネシウムカリウム（酸化カリウム（K2O）として計算したカリウムの含有量が全重量の30%以下のものに限るものとし、税関で適當と認める機関が発行した分析証明書を提出することを条件とする。）、ソーダ灰、けい酸ナトリウム、木材、ウッドチップ、<u>ウッドペレット</u>、鉄鋼のくず（溶解用のみに適するもの）</p> <p>ロ 次の条件を満たす上記イ以外の貨物で、税関長が適當と認めたもの</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p>	<p>第6章 通関</p> <p>第3節 一般輸入通関</p> <p>(輸入貨物の本船扱い)</p> <p>67の2-3-1 令第59条の5第1項第1号に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当と認められる貨物であること。</p> <p>具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ 小麦、大麦、米（もみを含む。）、アルファルファのミール及びペレット、ふすま、塩、硫化鉄鉱（焼いてないもの）、天然黒鉛（塊状のもの）、けい砂、けい岩、カオリン、りん鉱石（りん灰石と称する場合を含む。）、重晶石、フリント、マグネシアクリンカー、天然石豪（焼いてないもの）、ポートランドセメント、タルク、ほたる石、鉄鉱、銅鉱、ボーキサイト、マンガン鉱、含マンガン鉄鉱及び含鉄マンガン鉱、ニッケル鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、クロム鉱、チタン鉱、石炭、コークス及び半成コークス、硝酸ナトリウム（天然のもの及びこれを化学的精製以外の精製をしたもの）、塩化カリ、硫酸カリウム、硫酸マグネシウムカリウム（酸化カリウム（K2O）として計算したカリウムの含有量が全重量の30%以下のものに限るものとし、税関で適當と認める機関が発行した分析証明書を提出することを条件とする。）、ソーダ灰、けい酸ナトリウム、木材、ウッドチップ、鉄鋼のくず（溶解用のみに適するもの）</p> <p>ロ 次の条件を満たす上記イ以外の貨物で、税関長が適當と認めたもの</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>(削除)</u>	<u>(八) 関税が無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物であること。</u>
(4) (省略)	(4) (同左)
<p style="text-align: center;">第5節 経済連携協定に係る輸入通関</p> <p>(輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するEPA税率の適用)</p> <p>68-5-19 法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物（例えば、保税蔵置場における亡失貨物等）のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に締約国原産地証明書等（EPA税率を適用するために原産品申告書を提出する貨物については、当該原産品申告書及び添付が必要とされる原産品であることを明らかにする書類、締約国品目証明書の提出を要する品目については、締約国原産地証明書及び締約国品目証明書）が提出されたときは、EPA税率を適用して差し支えない。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 経済連携協定に係る輸入通関</p> <p>(輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するEPA税率の適用)</p> <p>68-5-19 法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物（例えば、保税蔵置場における亡失貨物等）のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に締約国原産地証明書等（EPA税率を適用するために原産品申告書を提出する貨物については、当該原産品申告書及び添付が必要とされる原産品であることを明らかにする書類、締約国品目証明書の提出を要する品目については、締約国原産地証明書及び締約国品目証明書）が提出されたときは、EPA税率を適用して差し支えない。</p> <p><u>なお、暫定法第8条の6第4項に規定する貨物については、当該貨物の課税原因発生の日に当該貨物について同項に基づくEPA税率の適用が停止されていない限り、EPA税率を適用して差し支えない。</u></p>
<p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（認定通知等）</p> <p>69の12-1-8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当する若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸入者等への通知</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>「認定通知書（輸入者用）」（C-5822）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5822-1）、国際郵便物にあっては「認定通知書（名宛人用）」</p>	<p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（認定通知等）</p> <p>69の12-1-8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当する<u>と認定した場合</u>若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入者等への通知</p> <p>「認定通知書（輸入者用）」（C-5822）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5822-1）、国際郵便物にあっては「認定通知書（名宛人用）」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>係)」(C-5822-1))を交付する。</p> <p>(注) <u>輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門</u>（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して<u>輸入者に「認定通知書（輸入者用）」又は「認定通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」を交付した旨を通報する。</u></p>	<p>(C-5824)、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあっては「認定通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」(C-5824-1)。以下この節において「「認定通知書（輸入者等用）等」という。」を交付する。ただし、下記イ又はロのときには「認定（没収）通知書」(C-5823)を交付することとして差し支えない。</p>
<p>口 <u>国際郵便物の場合</u></p>	<p>イ <u>輸入者等から、法第69条の12第1項に規定する証拠の提出又は意見の陳述がなく侵害物品に該当すると認定した場合であって、当該貨物について自発的処理を行うことが見込まれないとき</u></p>
<p>(イ) <u>侵害物品に該当すると認定した場合</u></p>	<p>ロ <u>前記69の12-1-2の(2)の簡素化手続において輸入者等から争う旨の申出がなく侵害物品に該当すると認定した場合であって、当該貨物について自発的処理を行うことが見込まれないとき</u></p>
<p>(ロ) <u>侵害物品に該当しないと認定した場合</u></p>	<p>(注) <u>輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門</u></p>
<p>「認定通知書（名宛人用）」(C-5824)（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」(C-5824-1))を交付する。</p>	<p>（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者用）」、「認定通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」又は「認定（没収）通知書」を交付した旨を通報する。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>（認定後の取扱い）</p>	<p>（認定後の取扱い）</p>
<p>69の12-3-1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。</p>	<p>69の12-3-1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) <u>侵害物品に該当する物品</u></p>	<p>(2) <u>侵害物品に該当する物品</u></p>
<p>侵害物品に該当する旨の認定に対し不服申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸入されるおそれがある場合を除く。）は、原則として、法第69条の11第2項の規定による没収又は積戻命令を行わないこととし、侵害物品が国際郵便物である場合を除き、<u>輸入者</u>に対し、前記69の12-2の(1)のイの(イ)又は(ロ)の処理をしようようするものとする。なお、<u>輸入者</u>から侵害物品について自発的処理を</p>	<p>侵害物品に該当する旨の認定に対し不服申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸入されるおそれがある場合を除く。）は、原則として、法第69条の11第2項の規定による没収又は積戻命令を行わないこととし、侵害物品が国際郵便物である場合又は前記69の12-1-8の(2)のただし書に該当する場合を除き、<u>輸入者等</u>に対し、前記69の12-2の(1)のイの(イ)又は(ロ)の処理をしようようするも</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。</p> <p>（侵害物品の没収又は積戻命令の手続）</p> <p>69の12-4 侵害物品について輸入者等が不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟（以下この節において「行政争訟」という。）を行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第69条の11第2項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>また、<u>国際郵便物にあっては、侵害物品について輸入者等が不服申立てができる期間中に行行政争訟を行った場合で、行政争訟の対象となった認定処分を維持することが確定したときは、確定した日に当該物品を没収する。</u></p> <p>なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記69の12-1-8の(2)の口の(イ)に基づき、「認定（没収）通知書」又は「認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）」を交付している場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>(1) 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>イ 没収の場合</p> <p>発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第69条の11第1項第9号又は第10号該当物品没収通知書」(C-5836)を交付する。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) 国際郵便物の場合</p> <p><u>前記69の12-1-8の(2)のロの(イ)に基づき、名宛人に対し「認定（没収）通知書」又は「認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）」を交付することにより侵害物品を没収する旨を通知していることから、あらためて名宛人にその旨を通知する必要はない。</u></p> <p>取扱郵便局に対し、当該物品を没収する旨を「認定（没収）通知書</p>	<p>のとする。なお、<u>輸入者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。</u></p> <p>（侵害物品の没収又は積戻命令の手続）</p> <p>69の12-4 侵害物品について輸入者等が不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第69条の11第2項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記69の12-1-8の(2)の<u>ただし書</u>により「認定（没収）通知書」を交付する場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>(1) 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>イ 没収の場合</p> <p>発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第69条の11第1項第9号又は第10号該当物品没収通知書」(C-5836)（前記69の12-1-8の(2)の<u>ただし書</u>に該当する場合は、「認定（没収）通知書」。以下この節において「没収通知書」という。）を交付する。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) 国際郵便物の場合</p> <p>発見部門の長は、<u>名宛人</u>に対して「没収通知書」を交付する。</p> <p>また、<u>取扱郵便局</u>に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>」又は「<u>認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）</u>」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。</p> <p>(廃棄の手続)</p> <p>69の12-5 前記69の12-2の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記69の12-4の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。</p> <p>(1) 会計課長への引継ぎ</p> <p>発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「<u>関税法第69条の11第1項第9号・第10号該当物品引継書</u>」（C-5839）に「<u>任意放棄書</u>」の原本若しくは写し、「<u>認定（没収）通知書</u>」、「<u>認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）</u>」若しくは「<u>関税法第69条の11第1項第9号又は第10号該当物品没収通知書</u>」の写し又は引継ぎ対象を一覧表としたもののいずれか一以上を添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 任意放棄物品及び没収物品の処理</p> <p>会計課長は、引継ぎを受けた任意放棄物品又は没収物品について、速やかに廃棄するものとする。ただし、没収物品については、被処分者が没収処分に対する不服申立て又は行政処分取消訴訟を提起し得る期間中及び行政争訟期間中は廃棄することなく保管するものとし、当該行政争訟の終了を待って、廃棄するものとする。</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>69の15-1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し</p>	<p>(廃棄の手続)</p> <p>69の12-5 前記69の12-2の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記69の12-4の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。</p> <p>(1) 会計課長への引継ぎ</p> <p>発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「<u>関税法第69条の11第1項第9号・第10号該当物品引継書</u>」（C-5839）に「<u>任意放棄書</u>」の原本若しくは写し、「<u>没収通知書</u>」の写し又は引継ぎ対象を一覧表としたもののいずれか一以上を添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 任意放棄物品及び没収物品の処理</p> <p>会計課長は、引継ぎを受けた任意放棄物品又は没収物品について、速やかに廃棄するものとする。ただし、没収物品については、被処分者が没収処分に対する不服申立て又は行政処分取消訴訟（以下「<u>行政争訟</u>」という。）を提起し得る期間中及び行政争訟期間中は廃棄することなく保管するものとし、当該行政争訟の終了を待って、廃棄するものとする。</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>69の15-1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い</p> <p>(イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5821）に<u>前記69の12-1-8の(2)に規定する輸入者等用の認定通知書又は認定（没収）通知書</u>の写しを添付してその旨を通報する。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>□～～ (省略)</p> <p>(8)及び(9) (省略)</p>	<p>イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い</p> <p>(イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5821）に「<u>認定通知書（輸入者等用）等</u>」の写しを添付してその旨を通報する。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>□～～ (同左)</p> <p>(8)及び(9) (同左)</p>